

新潟市障がい者地域自立支援協議会 第20回全体会 議事録

日時：平成30年3月19日（月）15：00～17：13

場所：白山会館 大平明浄の間

（１）区自立支援協議会の特徴的な取り組み・成果及び今後の計画

（広岡会長）

まずは議事（１）区自立支援協議会の特徴的な取り組み・成果及び今後の計画について、これに関しましては、今回も全体会での口頭説明は省略させていただきます。皆さんのお手元の資料を事前に見られているかと思しますので、皆様からのご質問、ご要望、ご意見等々をまず最初に聞いていきたいと思えます。それでは皆様からご意見等ございますでしょうか。

私も一昨年から東区の自立支援協議会の会長、それからこちらのほうで全体会をやらせていただきまして、各区の連携が深まってきたのかなという気がしております。他の区からの研修会ですとか、いろいろな誘いを受けまして、そちらに出向いて行きましたし、また、東区でも介護保険制度の説明ですとか、そういった連携もやりまして、そちらの研修のご案内をさせていただいたところ、いろいろな方々からお集まりいただいて、各区の自立支援協議会の取り組みが非常に活発に横の連携もとれてきているのかなという気がここ1年しております。皆様の区自立支援協議会で何か発表をしたいとか、頑張ったという何かご意見等ありましたらお願いしたいと思います。北区自立支援協議会の菊地会長、何か北区のほうで取り組まれた内容がございましたらお願いいたします。

（菊地委員）

任期の2年分の中で地域課題を抽出して一つひとつ潰してきたかなと。全てが課題解決に結びついたわけではありませんけども、北区内にある課題の整理ということでは、委員が若干変わりましたが、2年の中でいったん整理ができたということそのあたりは良かったかなと思っております。資料については第19回の全体会の中でも示していますし、今回も資料の中に盛り込まれているんじゃないかなと思えます。

（広岡会長）

ありがとうございます。

こちらから一方的に質問をさせていただいて申し訳ございませんが、江南区の山賀会長さんいかがでしょうか、江南区の取り組みを今年1年やられて。

（山賀委員）

江南区自立支援協議会の山賀です。私どもの取り組みを見ていただいて、緊急対応フロー図については、今後は検証をしていくという意味も込めて、実際の1年に当てはめてこれがどれくらい有効かということをお私たちが検証していかなければいけないかなと考えているテーマです。あと、以前から他区でもあるような介護保険との連携ということで、江南区では地域包括支援センターとの情報交換をしながら、障がい者総合支援法との関係とか、そういうものをお互いに共有するというか、それぞれの立場でこれからは共有化していけるところは情報交換をしながら協力していきましょう、ということを確認をさせていただいたところなので、今後いろいろまたそこから広がっていくといいかなと思っています。

それ以外で私自身が全体8区をざっと見て感じたのは、非常にまんべんなくいろいろな分野に問題意識を持って区の自立支援協議会がいろいろな研修会などを設定しているなど感じました。もし今後可能であればなのですが、介護の研修をやってみようとか、児童をこういうふうやってるよ、とか一覧にしてみるとどうい分野に各区のみなさんが関心を持っているかというのはもうちょっと簡単に見渡せるかなと感じたので、可能であればぜひ検討をしていただければと思います。児童、介護保険、あるいは医療、そういうものがそれぞれ振り分けていくとあるのでしょうか、文字だけですと傾向がなかなか一瞬では読み込めない部分もあるのでそんな工夫があると私たちも全体の動きが捉えやすいかなと感じました。以上です。

(広岡会長)

ありがとうございます。貴重な意見です。各区でいろいろな研修会ですとか、勉強会をやられていると思います。まんべんなくいろいろな形で勉強していると思うのですが、それをカテゴリー別に分けて分かりやすいように一覧にしたら良いのではというご意見だと思います。今後も検討をしていきたいと思っています。

それから今もお話がありましたけれど、医療系等で秋葉区さんでは、他の区でやられていないような痰吸引に係る課題への取り組みは、他のところではないような取り組みだと思います。新津信愛病院の高橋さんいかがでしょうか、この取り組み等で何がご意見とかご要望がありましたら。

(高橋委員)

私は一委員として出席していたので、痰吸引に関わることだと事務局さんのほうが詳しいかなと思ったのですが。

(秋葉区健康福祉課障がい福祉係長)

秋葉区健康福祉課障がい福祉係の岡村と申します。よろしくお願ひします。秋葉区では、ケース検討ということで痰吸引をしている方の受け入れ先がなかなかないということで、

検討、調査をしてまいりました。まだ途中なのですが、痰吸引だけではなく、気管切開等、医療行為が関係をしているサービス事業がなかなか困難だということで、実際に調査を始めしていく中で、どういうふうに調査をしようかというところで、まず日常生活用具で痰吸引の支給を受けている方をピックアップして調査をしたり、相談支援事業所の方と話をしたり、個々のケースの聞き取りをしたり、アンケートを作成したり調査をしてきたのですが、実際に調査をしていきますと、相談支援事業所の意見、実際の受け入れ先の意見、または障がいのある方の意見、意見の食い違いや勘違いがある部分がありましたので、これから調整をして関係者で集まって意見交換をして、もう少し内容を詰めていきたいというところがございます。

(広岡会長)

岡村さんありがとうございます。こちらはケース検討から出てきた課題だったと思います。相談支援事業者、受け入れ側の事業者、または利用者側というところでまた話し合いをしながら良い方向に持って行かれるのかなとは思っていますので、またご検討をお願いしたいと思います。この第1の議題について何か皆様から他にございますか。菊池委員お願いいたします。

(菊地委員)

広岡会長の方からは各区で協議会での連携が深まったんじゃないかとお話がありましたが、北区のちょっと先の話になるんですけれども、来年度に向けて今まで行政主導で事務局を経て、共有化してきましたけれど、西区等の方を少し参考にさせていただきながらケース的な会議の方は北区・東区相談支援事業所連絡会というものが立ち上がっていますのでこちらの方でケースの方は吸収して、協議会のほうは、緊急的な困難ケースとかこの辺のみの話し合いの場にして地域課題をさらに上げていって活性化していくというようなことで。前回、研修会で長野のフクオカさんが来たところで相談支援事業のほうで引っ張っていくようなことをやってみたいなと考えています。あとは必要に応じてワーキングや部会なども北区の中にも設けられると良いかなと思っておりますので、他の各区協議会からも動いていただくこともあると思いますが、その際はよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

(広岡会長)

はい、ありがとうございます。北区と東区で障がい者基幹相談支援センター東の相談員が中心になりまして、いろいろなご相談を受けていたのですが、そこから出てきた課題を北区、東区の自立支援協議会に挙げて、そこで何かしら課題を抽出して、解決するまではいかないかもしれませんが、いろいろな話し合いをしながら解決策を見出していこうということで、来年度から北区、東区でケース検討をしながら揉んでいこうという話にはな

っております。また、他の区でも、相談関係も連携しあいながらやっていただければなと思っております。

(本多委員)

中央区の本多です。今ほど菊池さんから話がありましたし、皆様の取り組みを見てると、今後相談支援専門員に求められるものがかなり増えていくんじゃないかなと感じています。ただ江南区さんと南区さんと相談支援事業者を増やすためにということでいろいろと取り組みをされているようなので、どういうふうなことをやっているのかということと、あとは市としてこの課題について何か考えていることがあれば伺いたいなと思いました。

(広岡会長)

事務局で何か今後の対策等がありましたらお願いします。

(江南区健康福祉課障がい福祉係長)

江南区の健康福祉課障がい福祉係の小柳です。相談支援事業所は江南区には1ヶ所しかございません。自立支援協議会でも大きな課題ということで何とかそれをしていかないと、相談支援専門員さん自体がもたないんじゃないかという非常に大きな課題として見て捉えていて、どのようにしたらそれが実現できるだろうかということの一つ大きな課題にしまして、部会といたしますか、課題別のグループ会議の中で特にそれを検討してまいりました。どのようにしたら、手を挙げてくれる事業所さんがいて、どういう周知をしたらいいのだろうか、とかいろいろなことをやったのですが、結局なかなかやっぱり結論としてはお金の部分でなかなか手を上げにくいところが現実的な部分だろうということですが、このまま今後も流してはいけないということで、事業者の皆さんとしては何ができるか、そして私たち区、市としては何ができるのかというところをいろいろと考えまして、市のほうとしても補助金制度とか事業とかそこに乗り合わせて何かできないだろうか、というところを実は今検討をしまして、江南区のほうから課題として例えば江南区特色ある区づくり事業に乗かって、何とか実現していくことができないだろうかといった方策を検討している最中でありまして、また来年度も引き続き実現に向けて現在進行中といたしますか検討中でございます。以上です。

(広岡会長)

ありがとうございます。江南区さんだけの話じゃないかと思しますので、本当に喫緊の課題で、重要な課題だと思われますのでこれからも引き続き検討ということで本多委員よろしいでしょうか。

(本多委員)

はい。

(広岡会長)

あと皆様のほうから何か各区の課題についてご意見はございますでしょうか、
それでは(1)の協議が終わりまして2番目に移らせていただきます。(2)運営事務局会議について海老副会長から説明をお願いいたします。

(2) 新潟市障がい者地域自立支援協議会 運営事務局会議 議事

内容報告

(海老副会長)

それでは資料2をご覧ください。内容についてかいつまんで説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。平成29年度の運営事務局会議の開催状況です。第3回が12月14日(木曜)、第4回が3月7日(水曜)、この2回の運営事務局会議の議事内容についてご報告させていただきます。まず(1)入所待機者の解消についてということで、待機者の実態としては確かに上位からあたってみたところですね、1番目の方から必ずしも入所にならずに、いろいろな理由で3番、4番、5番の方になっていったケースも多々見られるわけです。これにつきましては、入所の申請を受けた際に、真のニーズの確認が必要であろうということと計画相談支援事業所や区の行政を含めたアセスメントを行っていくことが必要だろうというところなんです。実際にどういったケースがあるというのは中々難しいかと思いますが、その辺の分析も行っていくというようなところなんです。

続きまして(2)です。移動支援の要件の見直しについて。これにつきましては、資料2-2に基づいて事務局より説明していただきます。よろしく申し上げます。

(障がい福祉課介護給付係長)

こちらは平成26年8月に中央区自立支援協議会より、記載の課題の①から④までということで課題提起がありました。簡単に説明しますと、1番目は全身性障がい者児の要件の緩和、②対象となる外出要件について不明瞭だったのでその整理、③難病患者等の対象者の追加、④上限時間の導入ということで中央区自立支援協議会から平成26年12月に課題の提起がありまして、平成27年度につきましては、国が移動支援の制度改正等を行うという情報があったもので動きがなかったのですが、昨年度と今年度ということで運営事務局会議及びケースワーカー会議などで検討を繰り返して、結果見直しさせていただいたことをご説明させていただきます。

見直し内容については2のほうに書いておりますが、要件について見直しさせていただきました。①全身性障がい者(児)の要件一部拡大。対象者要件に両下肢及び片上肢の三

肢障がい者の一部を追加させていただきました。②知的障がい者（児）及び精神障がい者（児）の要件を追加。支給決定の基準とする調査項目の追加をさせていただいて、外出時の支援が必要なことを調査の内容の中で明記していただいた方に支給する形にさせていただきました。③難病患者等の対象者の追加、障がい者総合支援法の対象となる疾病に罹患している難病患者等の一部を対象者に追加いたしました。最後に④ですが、支給時間の設定。支給決定における上限の時間を設定させていただきました。ただ、上限時間については今使っている方に不利益がないように運用上やらせていただこうと思いますが、以上の4点の見直しを平成30年4月から運用開始といたします。今年度中に事業所など宛てにこの内容の通知をいたしまして運用の一部変更について周知し、新年度より速やかに運用できるように考えております。以上で移動支援の見直しについての説明を事務局からさせていただきます。お願いいたします。

（海老副会長）

はい、ありがとうございました。続きまして、夕方支援についてです。在学中に放課後等デイサービスを利用して家族もそれに伴って生活、就労もできていたというところですが、いったん卒業してしまいますと、通所事業所がほしい午後3時半から午後4時くらいまでで終了となりますので、そのあたりに何か加算をつけていただけないかと検討してもらうことを要望しておりました。これにつきましては、加算がつけば事業所として行っていけるのか等も含めまして詳細な課題分析を行っていく必要があると思います。今まで放課後等デイサービスを週5回利用していた方の卒業後のサービスの利用時間が原因で家族が仕事を辞めなければならないケースとかですね。あるいはそれに伴って本人に多大な影響を及ぼしたケースも、そのケースごとにやはり学校の先生等を交えながら、まずは北区で実態の把握をしていただいた上で、またそれを踏まえて真に取り組むべきものを検討していくということになりました。

（海老副会長）

続きまして（2）計画相談支援事業所の整備について。これにつきましては、平成30年度の障がい福祉サービスの報酬改定がすでに示されている時期に来ていましたので、その部分を精査しまして、今年度再開した相談支援連絡会で検討させていただきます。なかなかすぐに事業所が増えることは難しいですが、その中でも相談員の加配ですね。たとえば特定事業所加算と照らし合わせた検討等が必要なのかなと思われまます。

次に（3）新潟市地域生活支援拠点等整備について、ということで（3）、（4）と続いておりますが次の議事でも詳しくお伝えさせていただきますが、すでに3月12日に計画相談支援事業所と基幹相談支援センターに対する説明会も終わっております。当然、4月から事業開始した後も定期的な意見交換や連携協議の場を検討していく予定です。

続きまして（４）ですが、この件も次の議事で触れることとなりますが、まず初年度は行動障がいのある障がい児者と高齢介護者と生活する知的障がい者を対象として開始する予定としております。その他の者に対しての支援の在り方については、引き続き検討していくことにしています。

（５）です。重症心身障がい児や医療ケアが必要な障がい児者のより身近な地域で利用できる福祉サービスの充実について。西蒲区自立支援協議会より出されていますが、重症心身障がい児や医療ケアが必要な障がい児、医療ケアを必要とする方のサービスの充実に向け、必要なニーズを協議できる場の設置についてその必要性を協議していく予定です。このことは（６）にも関係しますので後ほど説明させていただきます。

続きまして第４回の運営事務局会議で検討された課題になりますが、（７）移動支援事業についてです。なかなか移動支援事業所の数と希望する利用者のマッチング、数だけの問題なのかということも上がってきております。これは西区の方から出させていただいた内容ですが、家族が直接、移動支援事業所に利用依頼してもらうケースがあるわけですが、当然計画相談支援事業者がついていない方なので、直接事業所と家族がやりとりした場合に断られるケースがあります。その中でも今まで真に必要で利用しているケースなのか、その辺、移動支援事業所の数とも関係してはまいりますけども、まずは西区のほうでその実態調査と課題の分析を行い、改めて運営事務局会議に報告する予定にしております。

それでは一つ戻らせていただきまして、これは第３回の運営事務局会議の内容になります。自立支援協議会の体制の見直しです。これにつきましては広岡会長から説明をします。お願いいたします。

（広岡会長）

（６）自立支援協議会の体制の見直しについて、私のほうから事務局会議に提案させていただいたのですが、これまで各区から様々な課題が運営事務局会議に上がりまして、それを解決する時間の余裕がなかったと思います。やってみてもっと深い検討ですとか課題の抽出、それから今後どうしていったらいいのか、もっと検討する場がなかったのかなと思いました。そういうことで各部会等を作って、これまでも相談支援連絡会、就労支援部会等があったのですが、それぞれの課題の中でそれらを検討する場がなかったという部分が事実としてあったのかなと思いましたが、各部会まではいかないですが、ワーキングチーム、班を作って何かしらいろんな課題を整理すると、これは児童の部分だよね、これは就労支援の部分だよね、といった形がありましたので、そここのところを各部会でやっていただければと思ひまして、こういった形で上げさせていただきました。それからいろんなところで相談関係の話をしていただいて、障がい者基幹相談支援センターを中心に相談支援連絡会の中に班を作って何かしらの課題を揉んでもらおうという意見も出ております。いずれにせよ様々な協議会、ネットワーク等の民間の力を使ってこれまでの行政主体だけでなく、民間のほう为主体となるような部会設置を提案させていただきました。これも引

き続き検討ということで平成30年度に何かしらの形に残るように前向きな形をとっていききたいなと思っております。以上です。

(海老副会長)

はい、ありがとうございました。以上で運営事務局会議の議事内容の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(広岡会長)

それでは今ほどの内容について皆様からご意見等を聞きたいと思います。はい、山賀委員どうぞ。

(山賀委員)

江南区の山賀です。一点だけ事務局に確認をお願いしたいのですが、夕方支援について、時期が曖昧なのですが各施設にアンケートが来た記憶があるのですが。夕方支援、延長支援等を実施していますかというふうな。事務局のほうではそういうことを行った事実があるかどうか、私の思い違いでしたら訂正しますが。

(広岡会長)

はい、事務局のほうで把握されていますでしょうか。

(障がい福祉課介護給付係長)

はい、夜間支援については記憶にあるのですが、夕方支援については今回出てきたのが初めてで、行政のほうから夕方支援について照会した記憶と記録がないところです。

(山賀委員)

私の思い違いであれば訂正させていただきますが、夕方支援の点に意識がいったのは、私たちは夕方の体制といっても送迎支援を行っていたり、いろいろなことをやっている時間帯もあって利用者さんが残る場合に体制を組めなかったりという実情もあるし、障がいの程度、例えば医療ケアの必要な利用者が残った場合に看護師を配置できるのかなど、多方面からの視点で夕方の体制を整えないとだめだと。単純に加算がつく、つかない、という問題だけではないので、アンケートを作るときには、体制の確保などの視点、利用者さんの状況によって変わることもあるのでそういったところにも配慮したアンケートを作っていたらと思ひまして、一概にやれる、やれないというなかなか簡単にいかないということですね。それに関連して、(5)重症心身の件についても引き続き検討ということでしたが、うちにも痰吸引、気管切開の利用者さんが2名いますが、1年以上看護師の確保ができなくて他の事業所を利用させていただきましたし、今も現場の看護師さんから新規

の利用希望があるときに受け入れられるのでしょうかと聞かれているのですが、具体的に言うと、受け入れを増やすと自身の休暇もとれないということが出てくるんですね。代わりの看護師がいないということです。1人体制だと休暇がなかなかとれないということもあって医療ケアを必要とする利用者が多くてもそれに対応する体制が取りづらい状況だということもありますので、そういうことも配慮した検討をお願いしたいと思います。以上です。

(広岡会長)

はい、ありがとうございます。やはり夕方支援の実態を把握してからアンケートを採るという形と、現場で支援をされている方からのご意見だと思うのですが、重心の方、医療的ケアの必要な方等、現場では非常に大変なんだと感じております。これも含めて今後も引き続き検討していきたいと思っております。それではほかに質問のある方はいませんか。はい、菊地委員。

(菊地委員)

北区の菊地です。(1)入所待機者の解消について、前回も同じ話をしてるのですけれども、夜間の支援を受けられずに困っているという保護者と相談員が今日午前中に来られていたんですが、今100名を超える待機者の中で、真の待機者という言葉が正しいのかわかりませんが、そのへんのところも情報を整理してほしいと思うところであります。行動障がいや網渡りで生活をされている方もいます。うちの施設では待機者が45名くらいいて順番を見ると空きはないのですが、空いたらすぐ入る方が中心になっていますし、地域生活支援拠点等の整備について、登録制となると緊急の支援が必要な方の人数が約65名程度と出ている中で、緊急的な支援が必要な方が地域で生活している中で、明日明後日、来週再来週というようなところで、相談員も家族も本人も行くところがなくて困っているという現状がすでにありますので、大きな数字ではないのですが、真の待機者の情報整理をしていただきたいと思います。

(広岡会長)

はい、ありがとうございます。入所待機者について事務局ではどのように把握されているのでしょうか。また、真の待機者をどれぐらいと把握していますでしょうか。

(障がい福祉課介護給付係長)

はい、待機者は140人前後います。ただ、待機者は増える一方で、菊地委員がおっしゃったとおり、空きがあれば入るといった状況で、待機者といっても現実的なことをとらえているわけではなく、空けば入るので待機者という部分での課題は問題の根本的な解決にならないと判断しております。真の待機ということで各区に年に1回、また、待機の申

込書を書いて順番が来ても忘れていたのでいいですということもありますので、真の待機者にどれだけ迫れるか、また、所管が県ということもありますが、各区と協力しながら、順番が来て入る、入らない、保護者の状況も半年、3か月単位等で変化していると思いますので待機順番の見直しも早め早めに考えていくことができれば、そのあたりも把握できるのではないかと考えているので、来年度以降の課題としてやらせていただこうと思います。

(広岡会長)

はい、菊地委員。

(菊地委員)

はい、是非お願いしたいと思っておりますが、待機者が新潟市外、県外の入所施設から戻ってきたときに受け入れ場所がないという相談も私のほうにも数件来ています。是非情報整理と課題解決に向けて検討をお願いしたいと思います。以上です。

(広岡会長)

はい、ありがとうございます。緊急の支援、真の待機者への対策ですね、急がれるところだと思います。他に質問のある方は。はい、山賀委員。

(山賀委員)

先ほどの夕方支援についてですが、保護者のグループで独自に夕方支援を行っているかどうかというアンケートを出されていたのかもしれませんが。行政のほうでは関係がなくて、保護者のほうからの発信だったかもしれません。先ほどは間違いでした。もう1点、夕方支援について、私の施設では朝の支援についての課題もあります。仕事をしている都合上、朝早く午前8時より前に迎えに来てほしいということもあります。夕方は遅くまで預かってほしい、朝は早く来てほしいということもあるということで発言させていただきました。

(広岡会長)

はい、夕方だけでなく、働いている家族がいらっしゃれば朝の支援も重要なところだと思います。本多委員どうぞ。

(本多委員)

中央区の本多です。入所待機者の解消についてですが、これから地域生活支援拠点等の整備のこともありますが、入所施設同士の連携の必要性が一つと、視点を変えて地域移行も併せて考えていく必要があるのかなと思っています。以上です。

(広岡会長)

はい、地域移行も推進していかなければならないと思います。ほかに。はい坂詰委員どうぞ。

(坂詰委員)

(6) 自立支援協議会の体制の見直しについてですが、これはこの全体会の自立支援協議会の中を作ることで、各区に波及していくようなイメージされているのかどうか、あと、行政に頼るのではなく事務局を民間が担うということですが、事務局は相談支援事業所が少ない中で、どのあたりに事務局をお願いしようとしているのか、基幹相談支援センターは民間ではないのかなと思ひまして、まだはっきりと決まっていなと思います、どんなイメージをされているのかをお聞かせ願ひたいと思います。

(広岡会長)

はい、まだまだ決まっていますが、各区に下ろすのではなくて、基幹相談支援センターと相談支援連絡会を活用しまして、委託されている民間を中心にやっていければ何かが見てくるのかなと思ひておりますので、それを将来的に部会として位置づけて、全体会に出していければなとも思ひております。各区からの課題を出して、実際にそれを揉んでいくところがなかった。そのようなものを班などで揉んでいきたいという提案です。

はい。それでは時間のほうも短くなってきましたので、次第(2)の運営事務局会議については終わらせていただきます。

(3) 新潟市地域生活支援拠点等事業

(広岡会長)

それでは(3)新潟市地域生活支援拠点等事業に移らせていただきます。事務局の方から説明をお願いします。

(障がい福祉課介護給付係担当)

皆さんこんにちは、障がい福祉課の石川です。私から説明させていただきます。15分程度で説明したいと思います。資料3のスライド2、3ですが、拠点整備という事で新潟市では夜間・休日における緊急支援体制の整備、ここを底上げして日中相談機関との連携を図って拠点に求められている5つの機能のうち、緊急時の支援体制の強化を中心に行っていくことを前回お示ししたとおりです。スライド4ですが、これを達成する上で主な検討課題として3つお示ししています。

ポイント①コールセンター事業の見直し、ポイント②緊急支援体制の強化、ポイント③相談機関とコールセンター事業者との連携の在り方、この3つから拠点事業の推進を図りたいと思っております。

まず、コールセンター事業の見直しについて、スライド5です。結論からお伝えします。コールセンター事業はこれまで24時間体制を2か所ということでやっていましたが、この開設時間を見直しまして、平日午後5時30分から翌午前8時30分までと、土日祝日の24時間体制をとるということで窓口を明確に分けています。これは日中に障がい者基幹相談支援センター、行政、相談支援事業者との役割を分担するために、コールセンター事業としては夜間休日の開設時間で対応するという整理です。業務内容としては、一般相談支援と個別相談支援に取り組んでいただきます。一般相談支援は今まで通り、電話対応でどなたでも対応しますが、来所相談、訪問相談は対応しません。個別相談支援はこの事業の見直しのポイントであり、登録者に対する相談支援となります。事前に登録者一人ひとりに対して緊急時対応プランを作成して、事態発生時には必要に応じて出動支援、受け入れ支援、関係機関との連絡調整等を行います。人員は管理者、主任コーディネーター、コーディネーターとなっています。主任コーディネーターが常勤専従で相談支援専門員と同じ資格を有する方ということでポイントになる方だと思っております。委託法人ですが10月に説明会を開催しまして、新潟太陽福祉会さんに改めてお願いしようと思っております。事業所名としては、24時間コールセンターから、夜間・休日コールセンター「らいとはうす」という名称になる予定でして、所在地は太陽の村さんの中にあるということになります。

スライド6は、一般相談支援と個別相談支援の事業イメージです。一般相談支援はどなたでも対応しますが電話対応のみ、個別相談支援は登録者に対して必要に応じて出動支援、受け入れ支援を行います。

次にスライド7、まず優先的に登録の申請勧奨を行うのが強度行動障がい児の方としています。強度行動障がい児の方については、「自傷・他害、器物破損」に関する調査項目において、「ほぼ毎日支援が必要」と認定を受けている方に優先的に支援を行おうと思っております。これについては本人要件のみということで、調査結果の要件を満たしている方を登録対象者にしており、現在42名いらっしゃいます。続いて強度行動障がい者は、行動関連項目で一定の条件を満たしている方、自傷又は他害に関する調査項目で「ほぼ毎日支援が必要」と認定を受けている方で22名をピックアップしてありまして、合わせて64名に優先的に登録してもらうことを想定しております。

③が高齢の介護者のみと生活される重度知的障がい者ということで、本人は、知的に重度であっても行動障がいがなく、例えば80歳代のお父さんお母さんと3人で生活している、80歳代のお母さん1人と同居しているとか、世帯としてリスクがある方を優先的に登録対象者として広げるという議論になっております。これに関しては本人要件と世帯要件の2つが必要になってくると思っております。平成29年度議論できたこととし

て、本人要件のみは今のところ要件の整理ができています。ただ世帯要件はいろいろと調査してみると、設定が難しいというところで今のところ本人要件を満たしている方として648人ピックアップしたのですが、引き続きこの方たちの世帯状況を調査して客観的に登録に必要な要件を来年度引き続き検討させていただきたいと思っております。

結論を申し上げますと、①及び②は平成30年4月から申請勸奨ということで動いていくと。③に関しては、平成30年度中の登録の申請勸奨を目指すという動きになっていくと思います。

続いてスライド8が、登録までの簡単な流れを表しております。これは参考までにご覧いただきたいと思っております。あくまでもコールセンターの事業者がプランを作成しますと、申請の窓口は区役所にありますという流れになっております。ここで重要になってくるのが一般相談支援と個別相談支援の電話番号は回線を分けるという整理をしておりますので、個別相談支援の登録を終えた方については、その方々だけに専用の電話番号を通知するという流れを示したものでございます。

続いて課題②について説明したいと思います。緊急支援体制の強化という事で緊急事態発生に備え、短期入所との協力が必要となってくる中で、大きく分けて事前の調整と事後の調整というところで説明したいと思います。事前の調整についてスライド9をご覧ください。先ほど登録者に対して緊急時対応プランを作成すると説明しました。そのプランの中にある項目なのですが、短期入所受け入れ調整順位という記載があります。順位1、2、3とありまして、それぞれ事業所名が記載されております。例えば登録者が出た場合にここが1番に受け入れすると、そこがダメであればここに連絡すると、さらにダメであればここに連絡すると、というイメージでこの内容をプランに盛り込んでいくことになっております。あくまでも事業のイメージとしては、すでに定期的な利用実績のある事業所がまず1番に来ると。それが無い場合には、例えば登録者の居住区にある短期入所の事業所が2番目に来るというふうな順番で決まっていくものかなと思っております。実際に、ことが発生したときに、①から③まで全部断られ、その日たまたま全部に受け入れてもらえなかったということが発生することもあると思うのですが、その場合にはコールセンターに委託する緊急受け入れとして、通常の短期入所の受け入れの1段構えとそこがダメだった場合に発動するコールセンターとしての緊急受け入れの2段構えで緊急時に備えようということになっております。これが事前の調整のところ短期入所の事業所との体制を強化していこうということになっております。

続いてスライド10をご覧ください。実際に緊急事態が発生したときに、その日に支援を行いますということでその日は何とか乗り切ったのですが、その後が一番コーディネーターの方達が困るところかなと思っております。実際にまだまだ短期入所の支援が必要だということが起こりうるということがほとんどだと思っております。その際のコアメンバー会議の参加、受け入れ可能日の情報提供を短期入所の事業所の方には協力していただきたいと思っております。簡単に説明した事例がスライド11にあるのですが、例えば日中

もともと登録者だった方がお母さんとご本人の2人世帯でお母さんが倒れたという場合に、その日、明日を乗り切ったとしてもその後が課題となってくるので、そこについてのバックアップをお願いするという内容になっております。

短期入所の受け入れに関して今までいろいろ課題があったのですが、スライド12、13を見ていただきたいのですが、国としても地域生活支援拠点で緊急支援を強くうたっていることから、財政的なバックアップをしていくとの方針が平成30年度の報酬改定で出されております。

具体的にはスライド13を見ていただきたいのですが、今までこの短期入所の中でも緊急短期入所体制確保加算というものがあったのですが、これは空きのベッドを作っておいてそれに対して加算を行って、いざそこで受け入れた場合にさらに加算を行うという内容なんですけれども、やはり短期入所の事業所の方にとって、空きのベッドを一つ確保しておくということは非常に経営的にもリスクが高いということでこれを廃止して、単純に緊急時に受け入れた場合には加算をしますといった内容になっております。まだ詳細が出ていないのでこれを見たという想定で話しますけれども、そのような加算が見直しされるというところ。

一番のポイントになってくるのがこの下の白丸にあります、「緊急時」という局面を勘案し、定員を超えて受け入れた場合には、期間を区切った上で、特例的に加算をするとともに、その間は定員超過利用減算は適用しないこととするとされています。実際に平成29年度に地域で緊急事態が起こった時に協力してくれるという事業所さんはあるのですが、それを受けてしまうと定員超過になってしまうと。ここに制度的な壁があり、我々としても大きな課題となっていたのですが、これについて国が見直しを行うということを示しているので、新潟市の地域生活支援拠点等事業の方向性としては追い風になる制度の見直しかなと思って期待しております。繰り返しになりますが、まだ報酬告示、留意事項通知が示されていないので、緊急時の定義とは何かを含めて詳細をこれから把握して、活用できるものは活用して体制を整えていきたいと思っております。

続いてスライド14、今ほどお伝えしました緊急支援体制の強化を図るために市内の知的障がいの方を対象としている短期入所事業所さんと連携協定を締結させていただく予定になっております。これに関しては概ね各事業所への説明が済んでいて了解をいただいているというところですが、具体的に名前を上げますと太陽の村さん、ショートステイみなとさん、ネクサスわかばさん、満日の里さん、十字園さん、みのり園さん、この6つの短期入所事業所とこれまで私が説明した内容について連携協定を結ばせていただくことになっております。連携の内容としては、緊急時対応プランの作成に関する事、先ほどご説明したことに関して協力してくださいという部分と、何かあったときに連絡調整に協力していただくこと、緊急受け入れの支援に協力をしていただくこと。最終的には連絡調整会議ということで、地域生活拠点等事業を進める上で課題が出てくると思うのですが、その課題

を出し合っていたかと、連携調整会議を設置するので参加していただくといった内容を盛り込んだ連携協定を締結する予定となっております。

続いてスライド15で、相談機関とコールセンター事業者との連携のあり方ということで、繰り返しになるのですが、一般相談については電話相談対応のみになるのですが、やはりお互いに必要な情報を連携して情報提供してもらおうと。コールセンターから各関係機関に、各関係機関からコールセンターにということで支援が途切れないような取り次ぎ、情報提供をしていただくということになっております。また緊急時対応プランの作成においても情報を持っているのは相談支援事業者の方々や障がい者基幹相談支援センターの方、行政も含めてなのですが、日頃利用者と深く関係を持っている関係機関は多くの情報を持っていると思うので、緊急時対応プランの作成においては、ぜひ情報提供をしていただきたいと思っております。これについても、先日3月12日に各障がい者基幹相談支援センターと相談支援事業所の皆さんに対してこの事業の説明会をさせていただいて改めて協力をお願いしたところです。

最後にスライド16、17です。まとめになりますが、平成30年4月には見直し後のコールセンター事業を開始させていただきます。つきましては、行動障がいがある方を優先して登録申請を開始すると。短期入所事業所と連携協定を締結させていただくことになっております。平成30年度以降の課題としては、3つ目の要件の世帯としてリスクのある世帯、この方たちの情報集約をして要件を設定していく作業と引き続き事業を開始して実際に起こるケース検討、そこから見えてくる課題の分析・改善、こういったところの協議を定期的に行っていくというふうにさせていただきます。

少し長くなりましたが、私からは以上です。

(広岡会長)

説明ありがとうございました。地域生活支援拠点等事業について、委員からの質問、意見等ありましたら挙手をお願いします。

(広岡会長)

いろいろと検討してまいりまして、ようやくここまで来たかなと思っております。なかなか事業費がない中でやってきたのですが、今回の報酬改定が追い風になったかなと、非常にありがたいと感じております。菊地委員、太陽の村さんで受けられて非常に申し訳ないのですが、何か意気込みといたしますか、これからやっていく中での話をお願いしたいのですが、お願いします。

(菊地委員)

コールセンター事業そのものが大きく変わっていく中で不安もたくさんありますが、今石川さんからお話があったように、相談支援事業者等の他の施設との連携、協力をお願い

することだけだと思っております。新潟市全体で支えていくことであれば、できることは限られていますが、精いっぱいやらせていただきたいなと思っております。ご協力をお願いしたいと思っております。あと、今日は主任コーディネーターを連れてきましたので、これからプランニングで動き回ると思いますのでよろしく願いいたします。

(太陽の村 細井担当)

皆さんはじめまして。私は太陽の村の細井と申します。このたび「らいとほうす」の主任コーディネーターを命じられました。今菊地から話があったとおり、はじめての事業であるので、これから作り上げていくものだと思っております。先輩方、皆様からご指導を仰ぎながら進めていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

(広岡会長)

はい、ありがとうございます。これから大事な事業になると思いますので「らいとほうす」さんよろしく願いいたします。あと皆さまからご質問・意見等ございませんでしょうか。

(4) 障がい者基幹相談支援センター事業報告

(広岡会長)

続きまして議事(4)障がい者基幹相談支援センター事業報告です。障がい者基幹相談支援センター西、竹田相談員お願いいたします。

(竹田相談員)

それでは、資料4をご覧ください。平成29年度障がい者基幹相談支援センター事業報告ということで、これもあらかじめ皆さんに事前配布されていますので要点のみまとめて是非議論を活発化させていただきたいと思うのでお願いいたします。

担当エリア、人員体制については資料のとおりです。今年度は18名の相談員と4名の事務員で合計22名体制で行ってきたということになります。障がい者基幹相談支援センターはこの3月末をもちまして丸3年を経過するということになります。その前の準備期間を含めると3年6か月経過したわけですが、そういう形の中で障がい者基幹相談支援センターが役割として与えられている業務内容、私たちは6本柱、6大業務と呼んでいます。総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化に関する取り組み、地域移行・地域定着の促進への取り組みおよび支援、権利擁護・虐待の防止、障がい児等療育支援事業、新潟市障がいもある人もない人も共に生きるまちづくり条例に規定する障がい等を理由とした差別に関する相談及び啓発活動、6本。多岐にわたる業務を担当

させていただきます。この6本柱に沿って、概要を報告していきたいと思います。次の2ページ目になります。

総合相談・専門相談対応についてはこのような実数です。昨年度の実数と比べると、相談件数としては減っています。この辺のところは3年たつての実情が表れてきているのかなと思っています。

※2ページ③総括読み上げ

基幹相談支援センターが立ち上がって3年が経過。当初はあらゆることを基幹相談支援センターに丸投げという繋ぎが多かったが、現在は関係機関それぞれの役割分担の認識が進み、本来の部署で対応出来る様になってきている。

そうした中、制度の谷間に存在する「80代の高齢の親と、要支援（精神・発達障がい等）の50代の子ども世帯」、いわゆる「8050問題」や、高齢者虐待事案世帯の障がいのある養護者への関わり、触法の障がいのある方、ひきこもりの方（障がい認定の有無を問わず）等、多様な対象への相談が増大している。

その結果、地域包括支援センター、パーソナル・サポート・センター、地域生活定着支援センター、ひきこもり支援センター、成年後見支援センター等の相談機関や、こころの健康センター、児童相談所、区子ども支援係・児童福祉係などの行政機関との連携が増えている。

今現在の状況だけではなく、3年～5年後を見据え、その地域のあるべき姿のイメージを共有しながら、支援関係者全員で討議し、地域作りを意識した業務遂行が求められている。

次の3ページに行きます。そういう意味では各地域でどういう相談支援体制を作っていくのかということが課題になってくるのです。新潟市障がい者基幹相談支援センターではまず最初に計画相談支援ということで相談支援事業所に対してのバックアップ、強化ということを含めて年間4回の研究会を行ってきました。それと同時に各区の自立支援協議会に対して、新潟市障がい者基幹相談支援センター4つがそれぞれの区の運営事務局の皆さんと一緒にその地区の地域づくりを意識して地域自立支援協議会の活動に関与してきました。4、5ページ目に掲載させていただきましたのは、それぞれの各区では各基幹相談支援センターと各区の障がい福祉係とでどういうことを作ってきたのかということと各区2つくらいずつポイントを絞って例示させていただいております。もちろんこれだけでなく多岐にわたって各区では展開されているのです。あくまで状況を概観していただくために各区2つ、中央区だけは1区なので多く上げさせてもらっていますが、それ以外は各区2つで上げさせてもらっています。それ以外のところでも地域の関係機関との連携強化に関わる事業ということで、自立支援協議会とは別の動きをしているものも提示させていただいております。基幹相談支援センター東のところでは北区、東区相談支

援事業所連絡会の開催、企画会議のアンケートの実施、基幹相談支援センター中央では相談支援事業所連絡会の主催、新潟市難病対策地域協議会への参加、基幹相談支援センター秋葉では担当区域内の相談支援事業所連絡会の主催、居住支援連絡会への参加、基幹相談支援センター西では性加害を起こした障がいのある方への地域包括的再発防止プログラムであるSOTSEC-IDプログラム支援の参加、そういった多岐にわたる活動に関与させていただいているということです。

3番目、地域移行・地域定着の促進への取り組み、7ページです。支援件数（実人数）については、表で示したとおりです。

※先ほども相談事例のところでは別紙1と書いてあるところがありましたが、これは「資料4-2」に書き換えてください（訂正）。

7ページ（3）地域移行・地域定着の促進への取り組みをご覧ください。

※7ページ③総括読み上げ

一般相談支援事業所が少ない現状であるが、病院と基幹が連携し対応した。病院のワーカーと顔が見える関係ができ、基幹相談支援センターへの周知・認知が確立しつつある。住居確保や福祉サービスへのつなぎ、退院後には保健師との定期訪問等で個別ケースに対応した。

また新潟市精神障がい者の地域生活を考える関係機関連絡会と共催で、地域移行・地域定着支援研修会と社会資源見学ツアーの企画運営を行った。

今後、こころの健康センターや病院等、各基幹との連携を深めていき、さらなる地域移行・地域定着における普及啓発を進めていく必要がある。その他ピアサポーターの養成、ピアサポーターの相談支援への活用等も来年度以降の課題として上げられる。

8ページに行きます。（4）権利擁護・虐待の防止について、対応件数についてはお示しの通りです。相談のないところの方は資料の4-2の方をご覧ください、それぞれ特徴的な対応図を載せさせていただいております。

※8ページ③総括読み上げ

・本来の障がい当事者に対しての虐待対応支援として関わる事案よりも、高齢者虐待通報に伴い養護者に障がいがある（疑われる）場合の世帯支援として関わる事案、児童虐待相談に伴い地区担当保健師・児童相談所・区児童係からの依頼で支援に加わる事案などが多かった。

- ・地域包括支援センターと連携・協働し、高齢者虐待対応ケース等の世帯支援に携わった。
- ・虐待防止センターとの連携によって虐待ケース（使用者による虐待）の解決に至った。

- ・現在の市の虐待対応スキームが、担当者一人に負担がかかる傾向が見られた為、いい意味で事務的に粛々と、対応責任主体としての市の役割を果たせるシステム改良を提案した。その一環として今年度から西区では虐待進捗会議（仮称）を年2回開催したが、支援担当者が抱え込むことないよう粛々と虐待対応が出来るシステム整備が求められている。
- ・「成年後見制度に関する相談対応及び成年後見制度申立にかかる支援」では、関係機関に依頼されての制度周知の為の講演会講師派遣や、虐待対応の一環として当事者や養護者支援の手段としての成年後見制度申立支援に関わった。直接の支援より間接支援や新潟市成年後見支援センターなど他機関への繋がりが増えた。
- ・ひきこもり（成人）の方への支援に関しては障がい認定すら受けていない方も含め多い。
- ・いわゆる「8050問題」世帯の多さは、潜在的な脅威であり無理せずSOSを出せる関係性の継続とひとたび事が起きたら間髪をいれず介入する準備が必要となっている。
- ・ひきこもりの当事者に障がいがある場合は、精神科医療が必要なケースが多く、地域と医療機関の連携システムの構築は急務である。
- ・県弁護士会の「支援者ホットライン」は非常に有効で、活用が進んでいる。

9ページに行きまして障がい児等療育支援事業ですね。人数についてはこのような件数になっております。事例の方も資料4-2の方をご覧ください。一緒に行った研修会については2回、ペアトレの基礎知識の研修会と障がいがある子どもが障がい就学前施設で何を学ぶのかという研修会を行いました。

総括のところです。

※9ページ③総括読み上げ

- ・児童コーディネーター連絡会、重症心身障がい支援ネットワークにいがた等、支援者ネットワークに積極的に参加。得られた情報等を障がい児相談支援事業者への助言等に役立てている。
- ・在宅重症心身障がい児、知的障がい児、身体障がい児、発達障がい児などの療育支援に関する相談について、各関係機関と連携し対応した。
- ・学校や行政など、関係機関からの相談が徐々に増えている。また基幹から関係機関に、連携を依頼しながら支援するケースが多かった。母子支援や世帯支援が必要なケースについては、関係者と連携を図りながら着実に進められるよう支援した。
- ・児童虐待（不適切な対応含む）の個別ケース会議の参加が多かった。
- ・西区・西蒲区では、要保護児童対策地域協議会の実務者会議への参加により、区子ども支援係、児童福祉係からの支援要請が多かった。
- ・保健師・区の発達支援相談員から繋がってくるケースが増えた。
- ・平成29年度の相談ケースの特徴として、複雑な家庭環境によるネグレクト、虐待ケースが多く、問題解決に向けて関係者が情報共有を図り継続的な支援をおこなっている。

・ニーズの狭間である重症心身障がいの問題については「重症心身障がい支援ネットワークにいがた」の会議に参加し、関係機関で現状の共有、ネットワーク構築や課題の掘り起こしに努めた。

6番目に共に生きるまちづくり条例にかかる相談及び啓発活動については資料の4-3の方の差別相談事例にまとめて記載させていただいております。これは障がい福祉課管理係の方とともに対応を進めてきたということになります。条例ができて2年目と言うことで粛々と啓発を進めているのですが、難しい課題が浮かび上がってくるというふうな形で内容についてはこの資料の4-3差別相談事例の後ろの方の事例をご覧いただければと思っております。以上基幹相談支援センターの全体の報告を終えたいと思います。

(広岡会長)

はい、竹田相談員ありがとうございました。ただいまの説明に関しまして皆様からのご意見・ご質問ありましたらお願いします。はい、坂詰委員お願いします。

(坂井委員)

この報告の中に8050の問題を取りただされているわけですが、今回報酬改定で自立生活援助という事業が新サービスという捉え方でやられているわけですが、現実には元々28年度に課題は出てきていたんですね。そこでこの事業が本年度報酬改定と共に出てきたわけですので、是非この事業を展開するノウハウも誰も何もないのでその辺十分充足できるようなことを考えていただければなど。特に基幹の方達は8050の問題が出てくるということは突発的に出てくるんですね、現実的には。なかなか前もってわかるわけでないことが往々にしてあるので、ここの部分は在宅されている方達に、特に高齢の方にも可能なことで、法をちょっと読み違えてもらおうと困るんですけども、入所施設の人が出て行ったから使えるのではなくて、非常に広く考えられるということを厚生労働省の中から漏れ聞こえてくるので、その部分はどういうところが手を挙げてやり始めるかは分からないんですけども、その部分はテーマとしてあげていってもらえればと思うのが私の意見です。

(広岡会長)

はい、ありがとうございます。今の意見について竹田委員よろしいでしょうか。

(障がい福祉課介護給付係主事)

今、坂井委員のお話で拠点事業の整備の中でもいろいろなケースが出てきたのも事実であります。先ほど私がご説明した地域生活支援拠点はある意味で大皿でしかなくて全ての緊急支援に対応できるかというところ、それは難しいと思っております。そういった意味では

いろいろな事業を階層的に検討して体制を整備していく必要があるかなと思いますので、新サービス自立生活援助を含めて、地域生活拠点の動きと合わせて全体の体制を整備して検討していければと思っております。

(広岡会長)

はい、ありがとうございます。他の皆様からは、竹田さんから。はい、お願いします。

(竹田委員)

はい、先ほど坂詰委員の方からも質問がありました、運営事務局会議の来年度の部会委員の体制についてなんです、体制をどうするのかという中で運営事務局会議の中でも論議して、来年については今年立ち上がった相談支援連絡会で、自立支援協議会にきちんと位置づけられている組織、ここの中にですね基幹相談支援センターが入っているわけですが、そこにも1つの4事業6本柱を先ほど説明しましたが6本柱に関わる具体的な班みたいなものをそれぞれ設けて、基幹センターだけでなくそれに関わる関係者に入ってもらって班的なものを今年度突き詰めて実態を作って、同時に会長、副会長が中心になって就労支援関係の関係者の集まりを独自に呼びかけて自立支援協議会の会長、副会長が呼び掛けて集まりをやるんじゃないかということも含めて、各ワーキングチーム的な意味で具体的な民間の実際の現場の人が集まってこの自立支援協議会に位置付けて活動できる体制を作っていくという方向性で論議が進んでいます。今の段階ではお示ししたような内容になっていますけれども、今、坂井委員からも提案されたことですが、新潟市の相談支援体制をどうやって作っていくかということに絡んでくる内容ですのでそういったところで検討を進めていく形になっていくと思っております。

(広岡会長)

はい、ありがとうございます。それでは山本委員お願い致します。

(山本委員)

引きこもりと8050問題を絡めてなんですけれども、引きこもりの方がだんだん高齢化しています。高齢の方で50代過ぎの方が居場所を探そうとした場合に居場所がなかなかないという現実があります。そうしますと、8050問題もますます深刻になるのではないかと想像いたします。最近あった事例なのですが、引きこもっていた50代過ぎた女性の方が今まで通っていた憩いの家がなくなってしまうと困るということで温もりハウスを見学されていたのですが、彼女がこれからどうなるのか私は心配です。こういったことで新潟市は予算が足りていないのはわかるのですが、何とか居場所の確保をしていただきたいという要望です。いかがでしょうか。

(広岡会長)

事務局のほうで今後の対応についてお願いします。

(障がい福祉課介護給付係長)

障がい福祉のほうでできる部分としては居場所というところでは、相談員と各区等を通じて検討していく、地域活動支援センターとか生活介護とかそういう部分を合わせて相談してやっていこうと思っておりますのでよろしくお願いします。

(広岡会長)

はい、山本委員いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、本当にこの問題、8050問題、引きこもりの方がなかなか出てこない、そのまま高齢になってしまって、ということで大変になってから出てくるという事態も多いと思います。予防策など今後取っていかなければならないと思いますのでよろしくお願いします。他に、はいどうぞ。

(久住委員)

新潟難病支援ネットワーク久住と申します。内容ではなく要望を一件お願いしたいと思えます。別資料で円グラフの書いている相談件数の表がございます。こちらの表2で利用実人数ということで、障がい種別で記載がありますが、難病につきましての総合支援法の中で難病が障がい種別の1つに決められておりますのでこの障がい種別の表の所に難病という区分を今後入れてもらえるよう是非お願いしたいというところです。

(広岡会長)

はい、ただ今の久住委員の要望事務局いかがでしょうか。

(障がい福祉課介護給付係主事)

はい、ご意見ありがとうございます。参考にさせていただきます。

(広岡会長)

他にご質問ご意見、基幹相談と保護からの相談と状況、内容についてよろしいでしょうか。

(5) 平成30年度の主な事業

(広岡会長)

それでは基幹相談からの事業報告を終わりにして(5)、最後の議事になりますが、平成30年度の主な事業ということで事務局から説明をお願いします。

(障がい福祉課管理係長)

それでは議題5番、平成30年度の主な事業としまして、障がい福祉課の事業からこころの健康センター、学校支援課の事業について順番に説明させていただきます。資料の5番の1ページ目をご覧ください。まず障がい福祉課の事業になりますが、共生のまちづくり条例関連事業について説明します。これにつきましては予算額で見ますと、平成29年度予算と30年度予算を比較すると、若干でございますが上乗せさせていただきまして拡充した取り組みを進めていきたいと思っております。金額よりも内容について拡充を図っていこうと思ひまして、条例については平成28年4月に施行されました新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例、これについて差別解消に向けて協議提案を行います、条例推進会議を開催して委員の意見を伺いながら条例や障がいに対する理解を深めるということでございます。ただ条例周知に関わる研修会ですとか講習会等、従来の方法だとなかなか件数が伸びていかないということと、条例の認知度を上げていくことが非常に難しい。それと合わせて条例について文面で分かっているだけで差別をなくしていくための心の面で理解が進んでいくのかということも併せて考えまして「ともにプロジェクト」というものを推進していくこととなりまして、昨年6月の条例推進会議で実施が決定しまして、今年度ある程度取り組みを進めました。来年度その取り組みをさらに拡大していこうと考えております。

ここでちょっとお時間をいただきまして、本日お配りしましたカラーのA3の資料をご覧くださいと思います。3月9日の条例推進会議でこの内容について検討いたしました来年度これに沿って進めていこうというところでございます。このプロジェクトの取り組みは上から青いところがA、中段の緑がB、下のオレンジのところCとなっております。ワーキンググループを3つ編成いたしまして、それぞれ進めている内容でございます。

時間の関係もありますので、かいつまんだ説明にさせていただきたいと思いますが、Aグループについては障がいのある人とない人との交流の機会の創出を図るという取り組みをしております、今年度特に力を入れましたのは、学校における障がいのある人との交流として障がいのある当事者の方をゲストティーチャーとして学校に行っていただいてその方にお支払いする謝礼を同区から補助するという取り組みをさせていただきました。このゲストティーチャーによる講義の内容というのは講話だけでなく、例えばブラインドサッカーなど共に体験できるものを取り上げていくと、そういう共通体験から障がいのある方と触れ合って共感したり、ブラインドサッカーであれば敬意を払うとか、こういったこともできるんだと驚きの声が上がったりですとかそういったところを進めていきたいと思っております。学校の先生からの課題として講師の方にお支払いする謝礼の部分で予算が厳しい現状があるというお話がありましたので、非常に好意的に受け入れていただいていました。来年こういった取り組みを進めていくかということですが、引き続き謝礼補助を進めてまいります、学校に対して講師と内容をリスト化したゲストティーチャーリス

トを作って配布する方向で進めていきたいと思っております。このゲストティーチャーリストですけれども、障がい者の当事者団体の皆様ですとか、各障がい福祉サービス関連の事業所様、そういったところとどういった形で学校と連携できるのか今後照会をかけさせていただいて、ゲストティーチャーリストを拡充していきたいと思っておりますので皆様方のところにもお話がいきましたら積極的にご協力をお願いしたいと思います。

次にBグループなのですが、企業との連携としてバス停に障がい者アートを展示するというのが今年度一つ設置されました。また、近日中に拡充していきたいと考えておりますし、それをきっかけとしていろいろな会社の方にこの取り組みに参加していただいて街中のいろいろなところで障がい者アートを見ていただいて、そういう取り組みがあるんだということを通じて障がい者理解が進んでいけばと思っております。また「ともにプロジェクト」推進店という取り組みも検討中ございまして、障がい者に配慮したお店ですとか、商店などそういったところに「ともにプロジェクト」を推進する役割を担っていただきたいというふうに考えております。

最後ですが、分かりやすい広報、従来も分かりやすい広報啓発やってきたわけですが中々一般の方まで届く広報というのが難しいということで今までやっていなかったのですが、ロゴマークを作りました。これについては全国にデザインを募集しまして、163点の応募があった中から条例推進会議を中心に選定を行いまして、ご覧のかわいらしいマークをロゴマークとして決めさせていただきました。これについては利用規程などホームページに載せてありますけれども、あんまりこだわらず障がいのある人とない人をつなぐような取り組みであればどんな取り組みでも使っていただいてもかまわないというスタンスなので皆様方の直接行われる事業で、このマークを使っていただけるようでしたら是非ご利用いただいで共生社会に向けた取り組みのシンボルマークとして浸透していくようにご協力をお願いできればと思っております。

それからCの②、ヘルプカードの作成です。これは東京都が提案していますヘルプマークについては、今年の7月にJ I S認定されて今後全国で周知されていくものと思っておりますけれども、新潟市としてもこのヘルプマークの周知に協力していこうと考えております。その一つとしてヘルプカードを、ヘルプカードとはどんな配慮を求めていくか、必要かということをお自分なりに書いて常に携帯しておく、何かあったときにそれを周りの人に見せて助けてもらえるようなツールとしての使い方をするのですけれども、このヘルプカードも広めていこうかなというふうに思っております。あわせて「ともにプロジェクト」と一緒に周知していきたいのでヘルプカードの中に「ともにプロジェクト」のデザインを入れて配布を開始したいなと思っております。

最後、動画ホームページの作成ですがこれはまだ作っておりません。来年作成、配信をしたいと思っております。障がいの特性ですとか合理的配慮の仕方ですとかそういったものを短く伝える、スマートフォンなどで見やすいような動画として作りましてインターネットを通じて配信したいと思っております。以上で説明を終わります。

(障がい福祉課介護給付係長)

続きまして(2)の障がい者基幹相談支援センター事業ということでお願いします。事業費は1億2,730万6,000円となっており、45万7,000円の減となっておりますが、予算減の主な内容としては事務費の減ということで事業の運営にはあまり影響ないのかなと考えております。

事業の概要については、障がいのある方からの相談や情報提供などの支援を行うほか、共生のまちづくり条例に係る障がい等を理由とする差別相談機関として障がい者児が安心して地域で暮らせるような支援体制を図ります。事業の内容については先ほど竹田委員が説明していただきましたので、いわゆる6本柱ということで来年度もやらせていただこうと思いますがよろしく願いいたします。相談件数につきましては、こちらは見込みになりますが、平成29年度は2万8,486件ということで例年並みとなっております。平成27年度の開設以来、さまざまなケースに対応し実績を重ねてきたことで当事者の皆様のみならず、関係機関への周知も進んで本市における障がい福祉体制を支える上で欠かせない存在になりつつあります。各種研修や協議会の運営、地域の支援者に対するバックアップなど、今後求められる機能が多岐にわたる状況になっているため、適正な相談員の配置などが今後の課題ということになるかと思っております。

次に(3)強度行動障がい者児支援職員育成事業についてです。平成30年度の予算は238万3,000円、前年より212万3,000円の減となっておりますが、この減につきましては後ほど詳しくご説明させていただきますが、まずは事業の概要等をご説明させていただきます。施設や事業所の職員の方々に対して専門研修に係る費用の助成を行うとともに、実際に強度行動障がい者児を支援する現場での研修の場を設けることで強度行動障がい者児を適切に支援できる事業所や職員の方々を増やして強度行動障がい者児及びその家族が安心して暮らせる環境を整えることが目標です。

事業の内容としましては、対応力を高めるため、記載の2つの事業を行っております。まず、県主催の座学による強度行動障害支援者養成研修の受講に対しての受講料やテキスト代を助成しています。次に実地研修開催委託です。これは平成27年度から新潟市独自の取り組みとして開催しておりますが、実施は強度行動障がいの支援実績を有する事業所、新潟太陽福祉会さんということで委託させていただいております。実際の支援の現場における研修となっており研修受講者からは好評を得ております。今後も以上のような取り組みを引き続き支援していこうと思っております。先ほどの「減」についてご説明させていただこうと思いますが、半分ほどの212万3,000円減となっておりますが、減額の内容につきましては委託している実地研修への受講料補助の廃止によるものです。当該研修へ職員を派遣する市内の事業所に対して新潟市の市単で、その職員に対する日当として1日9,060円の補助をしていたのですが、事業開始から3年が経過して研修受講の有益性が周知され職員派遣に係る補助がなくても受講者を確保できる見込みとなったため、

平成30年度からその部分を廃止するという事となっております。その受講料補助の廃止につきましては、当初から3年を目処としての助成として常にアナウンスしておりましたのでそれに係る混乱は基本的にはないのかなと考えております。また、実績につきましては平成29年度は新潟県主催の研修修了者は157名、新潟市主催の実地研修につきましては24名の受講実績となっております。強度行動障がい児の支援は新潟市においても重要な課題となっておりますので、今後も修了者からの意見感想を聞きながら次年度の研修に活かすことでより効果的な研修としていきたいと思っております。

続きまして(4)放課後等デイサービス事業について、平成30年度の予算は8億3,996万円で利用者の増加、施設の増加などにより前年度から1億2,014万9,000円の増となっております。放課後等デイサービスは、学校に通学している障がい児に対し授業の終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進やその他必要な支援を行うものです。事業所数は平成30年度4月開設予定を含めると、現在46事業所と考えております。平成29年度4月から放課後等デイサービス事業所の質の向上と支援内容の適正化を図るため、サービス提供規模に応じ、配置が必要になる従業員の要件に児童指導員や障がい福祉サービス経験者を加えるなど要件を強化したところであります。平成30年4月からは共生型サービスが創設されて一定の条件のもと介護保険施設等でもいわゆる放課後等デイサービスが可能となります。また、平成30年4月から児童発達支援や放課後等デイサービスが総量規制対象のサービスとなりますが、総量規制の内容につきましてはまだ示されておりませんのでこれからの検討内容とさせていただきます。

続きまして(5)介護給付等関連事業。各種障がい福祉サービスの提供を通じて地域での自立した生活の促進を図ります。提供する主なサービスにつきましては一覧の内容となっております。この中で同行援護をはじめ、移動支援、療養介護、短期入所、グループホーム、生活介護や就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、放課後等デイサービスにつきましては、市内の事業所数や利用数の増加に伴い、サービスの利用の増加が認められております。平成30年度の予算としては、136億5,705万2,000円で前年度より10億7,164万1,000円増ということのでかなりの増加となっております。平成30年4月からの新サービスについては記載の3点がありますが簡単にご説明させていただきますと、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による新サービスとしての2点、まず就労定着支援の創設です。一般就労へ移行した障がい者に就労に伴う生活面の課題に対して就労継続を図るために企業、自宅等への訪問などにより効果的な連絡調整や指導、助言を行います。次に自立生活援助の創設です。一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うため定期的な自宅訪問などの支援を行います。続きまして児童福祉法の改正による新サービスが1点ありますが、居宅訪問型児童発達支援の創設です。重度の障がい等により外出の困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。新サービスの3点につきましては、その事業内容が国からはっきりと示されていない部分もあ

りますが、事業所の希望などを伺いながら速やかに事業を開始できるような体制を確実に整えてまいろうと思います。

(障がい福祉課就労支援係長)

続きまして(6)農業を活用した障がい者雇用促進事業ですが、平成27年度からの継続事業でございます。予算額は平成29年度が1,612万円に対して平成30年度は1,312万円となっていて300万円の減となっております。

事業の内容については(1)「新潟市あぐりサポートセンター」が農家と障がい福祉施設をコーディネートすることで障がいのある方が農業分野で活躍できる街作りを進めております。(2)障がい福祉施設へ農作業を委託した場合に対して1日3,000円を助成する施設外就農促進事業を実施しております。平成29年度はのべ1,600日あまりの実施が見込まれております。平成30年度はこれまで1農家につき2年間まで助成の対象としていましたが、より多くの新規の農家の方から取り組んでいただきたいので、期間を1年度限りに見直します。それに伴って予算額も減少しております。また(3)として農林水産部のあぐりパークと連携して障がいのある人の農作業訓練を引き続き実施します。さらに(4)として市内の農福連携の取り組みがより一層広がるように農福連携セミナーや見学会の開催を予定しております。冬場の仕事がないとか、通勤の課題などがありまして就労に結びついたという例が少ないのですが利用者さん心身の状態が良くなったという効果がありますし、工賃向上に結びついております。以上でございます。

(障がい福祉課管理係長)

次に7ページをご覧ください。社会福祉施設等整備費補助金でございます。障がい者の地域生活移行を促進するため各種施設整備費用を補助する事業です。平成30年度予算額は前年度比で5,300万円ほど減となっております。平成29年度に整備したもののの中で整備要望が非常に多かったということと国の補正予算の規模が大きかったということでございまして平成29年度はたくさんの施設整備をさせてもらったんですけど、来年度はグループホームを1棟と生活介護施設を1棟、施設の補助というふうにさせてもらいました。生活介護の施設につきましては、重度者の支援を確実に受け入れてくださるところを選定したということと、グループホームは棟数は増えてはいるのですが、地域生活移行がなかなか進まない現状があるということで、入所施設から確実に何名かグループホームに移行をさせていただけるというところを選定させていただいております。以上で障がい福祉課の説明を終わらせていただきますが、最終的に全体像としては、障がい福祉課関連の予算が来年度は200億円を超えて前年度比6%ほどの増となっております。本日ご説明しなかった事業につきましても、引き続き進めていきますのでよろしく申し上げます。

(こころの健康センター所長)

それではこころの健康センターから報告します。3点、自殺対策、精神科救急、地域移行・地域定着になります。時間が無いので少し省略しながら説明します。まず自殺対策になりますが、相談支援として「くらしとこころの総合相談会」は弁護士さんとか心の健康に関する相談を行うものです。弁護士さんと相談員さんが連携してやりますので障がいのある方の相談を丁寧に受けることができるかなと考えております。「こころといのちの寄り添い支援事業」、これは救命救急センター等に運び込まれた自殺未遂をされた方を支援するための相談で、訪問を主としまして精神科医療機関との繋ぎ漏れがないようにやっていくという事業です。連携体制の推進、人材育成の事業、ゲートキーパー研修になりますが、これは来年度若年者を重点に置いていきたいと考えています。若者向けのゲートキーパー養成リストを作成しまして、大学等と連携して若年者を対象としたゲートキーパー養成をしていきたいと考えています。減額分は研修の会場費等を削ったものです。

精神科医療救急システムについてですが、こちらも今年度とあまり変わりありません。精神科救急の輪番システムを運営するほか、精神科救急情報センターは救急や警察などからの連絡を受けて医療機関への患者の搬送等の振り分けを行うものでございます。3番目が精神科相談窓口、これは24時間体制で市民の皆様から精神科の救急医療に関する相談を受け付けていて県と共同で運営しております。

(4)、(5)につきましては、この通りに実施となります。3番目ですが、地域移行・地域定着支援事業になります。これは精神科病院等に入院している方の地域移行を目指すため、地域と病院を結びつけることを目的として実施しているところでございます。国の方では地域包括ケアということが出てきましたので、精神障がいにも対応した地域包括ケアの事業と連携してつなげていくこととなります。内容は今年度とあまり変わりませんが、精神科病院との情報交換会、社会資源見学ツアー、これは精神科病院だけでなく、地域の施設の皆様と一緒にバスで地域資源を見て回りまして、その後にグループワークを行うことにより、地域の支援者の皆様の連携を推進していくものでございます。3番目が地域移行に関する研修会の実施で、4番目がピアサポーターによる普及啓発活動。今年度も実施しておりますが、引き続きピアサポーターの方をお願いしまして、一般住民の方、民生委員などを対象とした研修会を実施していきたいと考えております。こころの健康センターからは以上の3点でございます。ひきこもりにつきましては、ご自宅への訪問等を中心としてまだ手帳を持っていない方を対象としまして医療機関等への繋ぎを行っていくといった支援を行っていきます。こころの健康センターからは以上です。

(広岡会長)

引き続き11ページですが、学校支援課からお願いします。

(学校支援課指導主事)

学校支援課です。3点ご説明します。1点目、インクルーシブ教育システム構築の推進事業です。個々の教員の専門性を高めるために研修を実施するという内容です。具体的には、特別支援教育の管理職研修、年に3回の合理的配慮セミナー、ということでそれぞれ対象の教員が受けております。12ページ、特別支援教育サポートネットワーク事業です。サポートセンターを核として市内の特別支援学校、通級指導教室、医療・福祉等の専門機関との連携を進め、支援教育、特別教育の推進に努めるという内容でございます。内容としましては、多様な障がいに対応するために市内の特別支援学校、通級指導教室の機能を活用します。学校で行われている合理的配慮のアンケートについての分析整理を行い、活用していくということです。3点目につきまして、特別支援教育、ボランティアの募集・配置を進めていきます。13ページ、早期から就学支援の推進。一人一人に対応した柔軟で多様な学びを提供するため、早期から継続的な就学支援を進めてまいります。事業内容として年に3回の就学相談会を実施します。平成29年度まではガイダンス1回、相談会2回でございましたけども、平成30年度からは3回開催します。それから入学支援ファイルの作成、共有、活用を行い、医療、福祉、保育園、幼稚園と連携を進めます。それから担当指導主事が就学に関する随時の相談を行って保護者との相談を行い、就学が円滑に進むように支援してまいります。以上です。

(広岡会長)

はい、ありがとうございました。平成30年度の主な事業といたしまして、障がい福祉課、こころの健康センター、学校支援課から説明していただきました。皆様からご質問・ご意見等はございますでしょうか。はい、お願いします。

(山本委員)

はい、ピアサポーターによる普及啓発活動についてですが、当事者による体験発表が病院で行われるということはなかなか難しいのでしょうか。退院を間近にしている人に対してです。相談が付く方もいらっしゃると思うんですね。退院が間近といいますか、そういった時、実際にピアサポーターの人がついて体験を語ってこれから退院しても大丈夫なんだと安心できるシステムは新潟では難しいのでしょうか。あと、ピアサポーターなんですけど新潟市内でピアサポーターの養成講座を行うのが難しいのであれば、ピアサポート活動を自分で行えないかと自分ならできると思う人もけっこういるんですよ。本人から了解とっているのが名前を出しますが、内藤織恵さんという方がいます。彼女はすごく活動家だと思っておりまして、いろんな所に顔を出しているのご存じの方もいらっしゃると思いますが、彼女はとても熱心に勉強しておりまして私も頭が下がる思いです。なんとかピアサポーターについて新潟市で動きがないものかと、うずうずしている当事者がけっこういるんだと申し上げておきたいと思います。

(広岡会長)

はい、今のご意見に対してお願いいたします。

(こころの健康センター所長)

こころの健康センターからお答えします。ピアサポーターによる普及啓発活動ですが、これは今始めて3年目ぐらいになります。当初、各福祉サービス事業者さん等にアンケートを行いまして、ピアサポーターとして活動できる方がいらっしゃるか伺いまして、そこで手を挙げてくださったところをお願いいたしましてこちらでセッティングした会場でピアサポーターさんに話をしてもらおうということで同じ方に何回か来ていただいたり、そういった形で養成というと少しおがましいのかもしれませんが、ピアサポーターさんと一緒になって市民の皆様に対する啓発を作り上げていくという形で行っています。今お名前が挙げられた方も連携していければいいなとも考えております。また、病院における場になります。昨年度は精神科病院に出向いていき、精神科病院のスタッフの方に話を聞いていただいて、ピアサポーターの意義を理解いただくことを始めておりますので、今後の展開の中でお話をする相手が耳にしていることやそういうことも十分にあり得るかなと考えております。始めてまだあまり時間が経過していないのでこれから発展させていければなど思っております。

(広岡会長)

山本委員いかかでしょうか。

(山本委員)

ピアサポーター活動に関してピアサポーターグループなど、当事者が語れる場を提供していただけたところ、例えばこころの健康センターがお休みの日に場所を提供していただければ、広報すれば集まる人がいると思うんですね。そういうところで動き出したい人もいますので自助グループを作る方もいらっしゃるのではピアサポーターはなんとかなりませんかでしょうか。

(こころの健康センター所長)

ピアサポーターについては、既に活動されている方がたくさんいらっしゃるのを知っておりますし、現実には我々も複数の方と一緒に事業を行っております。今お話しの方々と一緒にやっていたら良いのかなと思っておりますが、あまり急にたくさんの方々と、というわけにはいきませんので、そこは時間をかけながら広げていければと考えております。

(広岡会長)

はい、いかがでしょうか。

(山本委員)

はい、ありがとうございます。その自助グループを作ってやっている方は元気な方で、今すぐにでも活動したいという思いがあり、待てないというところがありますので、1日でも早く新潟市でも他県でもやっているような活動ができるようお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

(広岡会長)

今のご意見は、自助でやりたいということでそんなにお金がかからないことだと思いますので、こころの健康センターでもご検討いただければと思います。

(菊地委員)

3番の強度行動障がい者（児）支援職員育成事業について、地域生活支援拠点の関係もありますので、支援者が一人でも多く増えるということが大切だと思います。通常、短期入所や日中一時支援の事業でも体制が整わない、支援者が足りずお断りされるケースが多いようですので、この研修も人の育成ですので時間がかかるのも重々承知しておりますので継続していただくことと、短期入所事業、日中一時支援をやられているところが計画的に利用できる体制を市としてはあげていただければと思います。

(広岡会長)

はい、ありがとうございます。ご意見として市のほうも今後の検討としてお願いいたします。

(山賀委員)

「ともにプロジェクト」についてお聞きしたいんですが、実は私も昨年度小学校1カ所、中学校1カ所、福祉教育の一環で授業をやってくださいということで招かれましてやりました。そういった学校は内々でそういう特別授業を設けているのかと思います。こちらのA3資料のところではゲストティーチャーへの謝礼補助の実施ということで29年度はどれくらいの実績があり、30年度はどれくらいの実績を見込んでいるのかお伺いしたいのでお願いいたします。

(広岡会長)

はい、事務局からお願いします。

(障がい福祉課管理係長)

ゲストティーチャーにつきましては、今年度は7つの小学校で9回の授業をしてもらいまして金額にしますと、今正確な数字は持ってきていませんが、5～6万円くらいだったのですが、来年の予算額は全体で100万円くらいはいろんな啓発に使わせていただきたいと思っております。ただ全部をゲストティーチャーというわけではなくて、予算がなかなか厳しい中でここに書いてあること全部をやっけていこうとしていますので、まだその内訳については調整できていないところではありますが、今年度の数倍程度は拡大していきたいと思っております。

(山賀委員)

はい、ぜひ一つでも多く、福祉教育というのは先ほどもありましたように障がいがある人もない人も共生できる社会を目指す中でもとても大事なのかなと思っておりますので、ぜひ小中学校、高校も含めて呼びかけていただいて、毎年少しづつでも増やしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

(広岡会長)

はい、ありがとうございます。貴重な意見だったと思います。他の委員の方から。

(武田委員)

はい、6番の農業を活用した障がい者雇用促進事業ですが、西蒲区にあります麦っ子ワークスの武田ですけれども、西蒲区の地域性としても農業がメインである地域なのですが、実際に私の事業所でも新潟市のあぐりサポートセンターを活用させていただいてとても助かっております。これまでの農家への助成が2年間から1年間になるというお話で伺ったんですけれども、実際に2年間助成を受けて仕事をいただいてやっけていて、助成金が切れたからその後が繋がらないケースもありまして、なんとか継続できるように事業所側から農家さんをお願いもしているんですけども、それが1年になるということはその継続がさらに厳しくなるのかなというところでもあります。実際に一つの事業所で農家さんとの関係性を作っていくというところで、いくつも農家さんとの契約ができるかというところ、やはり一つの事業所と一つの農家さんとのやりとりを充実させていくというところが利用者にとっても大事なところなのかなと思っております。どんな仕事にも利用者に対応できるかどうかという部分も難しいところがありますので、本来は1年というよりは逆に3年くらいの長い付き合いができるような体制だとありがたいなと感じました。

(広岡会長)

はい、意見、要望だと思いますが、これについて事務局からお願いします。

(障がい福祉課就労支援係長)

今年度の夏ぐらいに施設外就農促進事業をやっていたいでいる農家さんと福祉施設にもアンケートを取りまして、助成金の期間が終了しても引き続き福祉施設に仕事を働きたいという農家さんは半数以上がいました。中には続かないところもあるにはあるんですが、半分以上は引き続き働きたいとのことでしたので助成金の期間については1年ということにさせていただきました。

(広岡会長)

お願いしたという武田委員のご要望だと思いますので引き続き検討のほうをお願いします。このあたりで議事のほうは終わらせていただきます。他に委員の皆様から何かお知らせなどある方はいらっしゃいますか。

皆様から貴重なご意見・ご要望、活発な意見が交わされたと思います。これを来年度、再来年度に活かしていきたいと思いますので、皆様からのご協力のほどよろしく願いいたします。それではこれで議事を終了いたします。